平成２４年（フ）第１２５１号
千葉市若葉区貝塚２丁目18番２号　ニューシティ曙202号
債務者　石田　純子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６８号
千葉市花見川区花見川２番12棟102号
債務者　佐々木ナリ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７２号
千葉県船橋市みやぎ台３丁目３番４号　ビーダーコーポ104号
債務者　石井　正治
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７３号
千葉県船橋市みやぎ台３丁目３番４号　ビーダーコーポ104号
債務者　石井　文子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５４号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地20棟502号、従前の住所広島県安芸郡海田町畝２丁目６－７－202
債務者　ペレイラ　ジョオン　パウロ　パイバ　こと　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＪＯＡＯ　ＰＡＵＬＯ　ＤＥ　ＰＡＩＶＡ
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５９号
愛知県海部郡大治町大字長牧字中道68番地　レジデンス510―１Ｃ
債務者　蕨川　和宏
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３００号
名古屋市天白区原４丁目1806番地の１　ＧＲＡＣＩＡＳ　ＨＡＲＡ　202号
債務者　小林　真紀
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１５９号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目６番105―109号
債務者　村井　昭文
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６０号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２―101号
債務者　藤田　豊春
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８４号
大阪市平野区喜連西３丁目２番５―1305号
債務者　衣笠　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３６号
大阪府枚方市伊加賀栄町１－３、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉並木１丁目26番16号
債務者　倉本　昌実
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６８号
大阪市鶴見区諸口４丁目11番５―705号
債務者　日高　幸博
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９１号
大阪府東大阪市下小阪４丁目９番11―401号
債務者　時政　直子（旧姓岩﨑・永島）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００４号
大阪市東淀川区大桐１丁目３番８号　メゾンエトワール１－Ｃ号
債務者　藤林紀代子（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６３号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ２―1410号
債務者　近藤　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８３号
大阪市中央区難波千日前６番５―405号、前住所大阪市中央区難波千日前４番13号301
債務者　後藤田　希
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８９号
大阪府箕面市箕面４丁目８番16号
債務者　田伏　良太
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部